

令和元年度

まちぐるみ安全点検

点検結果と対応

～下鶴間区域（ゾーン30隣接地区）～

大和市

令和元年度「まちぐるみ安全点検」目次

1. 令和元年度 大和市まちぐるみ安全点検実施要領	1
2. ゾーン30について	3
3. 参加団体一覧表・管理者等一覧表	4
4. 要望一覧	5
5. 要望箇所図	9
6. ゾーン30 についての認識調査結果	10
7. 管理者連絡先一覧	11

令和元年度 大和市まちぐるみ安全点検 実施要領

1. 目的

本事業は、歩行者の安全な通行を確保するために県公安委員会が過年度に指定したゾーン30の区域について、その効果を検証するとともに、交通安全対策が必要となる箇所や、まちの防犯上危険な箇所について点検し、改善策等について検討を行うことを目的とします。

また、点検結果と改善策を公表することで、地域住民の交通安全・防犯に対する関心を高め、共通認識を図るものです。

※ゾーン30の内容等については、P3の「〇ゾーン30について」をご参照ください。

2. 対象

下鶴間区域（ゾーン30指定区域及び隣接地区）の内、県道、国道を含む市内道路及びその周辺の交通安全施設（信号機、道路標識、道路標示など）や防犯上危険な箇所等が対象となります。

※ただし、小学校の通学路については、「大和市通学路交通安全プログラム」で対策を検討するため、点検の対象としません。

3. 点検路線、区域

<今年度点検路線・区域>

〇下鶴間区域（ゾーン30指定区域及び隣接地区）（別紙2）

4. 効果や影響の抽出、現地確認（事前アンケート）

●効果や影響、問題点の抽出

ゾーン30指定後に効果や影響のあった箇所および交通・防犯上問題のある箇所について、お答えいただきます。

●現地確認

抽出した箇所について、自治会、各担当課職員、都市施設総務課職員にて現地点検を実施します。

また、必要に応じ、警察等の関係機関からも参加していただきます。

●点検項目

	種類	点検項目	具体的内容
交通・防犯上の問題箇所	交通安全	道路、路面の状態	<ul style="list-style-type: none"> • 交差点（見通し） • 横断歩道 • 路面標示（横断歩道・停止線等） • 路面の状況（凸凹・段差等）
		施設の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 信号機 • 標識 • カーブミラー • ガードレール • 車止め 等
		人・車・自転車の相互関係	<ul style="list-style-type: none"> • 駐停車による影響 • 交通マナー・モラル • 歩道、自転車通行帯の整備
		道路と沿道の状況	<ul style="list-style-type: none"> • 生垣・植栽のはみ出し • 看板などの障害物等
	防犯	見通し（死角）	<ul style="list-style-type: none"> • 障害物 • 公園の植栽等
		暗がり	<ul style="list-style-type: none"> • 防犯灯等
		人通り	<ul style="list-style-type: none"> • 人通り • 人家、店舗等
ゾーン30指定後の変化		歩行者	<ul style="list-style-type: none"> • 歩行者の通行性
		車両	<ul style="list-style-type: none"> • 走行速度の軽減 • 通過交通（抜道利用）の状況

5. 点検結果の公表

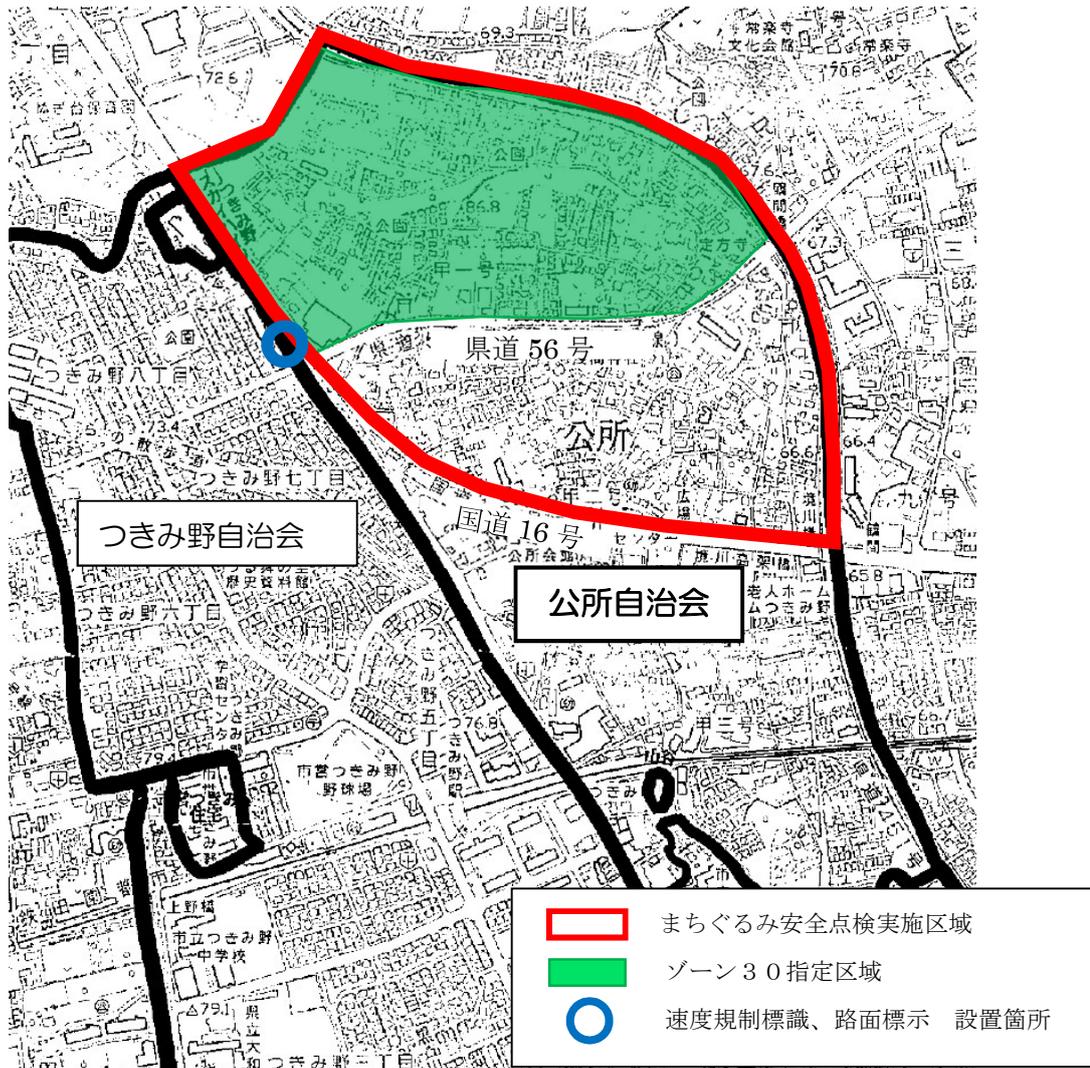
点検結果について、報告書にとりまとめ、公所自治会に送付いたします。
 また、地域住民の交通安全・防犯に対する関心を高めるため、結果を市ホームページにて公表します。

ゾーン30について

ゾーン30とは

生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定めて、最高速度 30 キロメートルの速度規制を実施すると共に、必要に応じてその他の安全対策を組み合わせ、ゾーン内の速度や抜け道利用の抑制等を図るものです。

下鶴間区域（ゾーン30指定区域及び隣接地区）



ゾーン30入口対策の状況



速度規制標識



路面標示

参加団体一覧表

自治会
公所自治会（計6名）

管理者等一覧表

市	
都市施設総務課	道路安全対策課
道路・河川管理課	生活あんしん課
収集業務課	

行政機関
大和警察署

※警察所管の施設に対する案件については、市道路安全対策課 交通安全・自転車対策係が一括して、要望致します。

令和元年度 まちぐるみ安全点検「要望一覧」

要望内容									市回答	
No	場所	最寄りの目録物	点検日	現状	問題点	意見・アイデア等	改善策	市担当課	担当課回答	
1	下鶴間5180付近			・曲がり角の見通しが悪い。	・車で右左折する際、視認性が悪い。	視認性を確保する必要がある。	曲がり角にカーブミラーを設置する。	道路安全対策課	現地を確認したところ、対象箇所は隅切りのある曲がり角であるため、カーブミラーを設置した場合、鏡面の写像のみ見て、目視確認を怠り、事故を誘発してしまう可能性があります。そのため、ミラーは設置せず、目視確認にて右左折していただくようお願いいたします。	
2	下鶴間境川沿いの区域			・防犯灯の数が少ない。	・暗がりが多く危険である。	・夜間でも暗くならないように改善してほしい。特に、民家がない場所は防犯灯が無いようだが、歩行者が通行する場所である以上は、設置する必要がある。	・防犯灯を増設する。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施しています。設置には地権者の承諾が必要となりますので、地権者の承諾を得たうえで、自治会からご要望下さい。なお、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等により設置できない場合がありますのでご承知おき下さい。	
5 3	下鶴間10-5～下鶴間254(鶴間橋際交差点)			・主に朝の通勤時間帯(6:00～8:00)に国道16号から県道56号(町田方面)への抜け道として通過する車が多い。	・道幅が狭いのに関わらず、車両が速度を上げて走行しており、当該時間帯に登校している児童が危険である。	・車両の通り抜けを禁止するか、速度を落とさせる対策を講じる必要がある。 (ゾーン30についての意見) ・ゾーン30指定前後において、国道16号から県道56号への抜け道として利用され、車が速度を上げて走行している状況に変化はない。 ・取締をしなければ、根本的な解決にはならないと思われる。	①当該区間を通勤時間帯(6:00～8:00)に進入禁止とする。 ②ゾーン30区域の表示や車の取りしまりを実施する。 ③一時停止標識を設置する。	①②③道路安全対策課	①進入禁止などの交通規制につきましては、沿道の住民の生活に影響を及ぼすことが想定されるため、地域住民の総意として、地元自治会長名で交通管理者である大和警察署に要望してください。 ②ゾーン30につきましては、交通管理者である大和警察署が所管となっております。ゾーン30の区域の表示につきましては、大和警察署と協議し、検討いたします。また、取り締まりについては、市より大和警察署に要望書を提出いたしました。(R2.2.12提出済み)。 ③一時停止の規制につきましては、交通管理者である警察署の所管となりますので、市より大和警察に要望書を提出いたしました。(R2.2.12提出済み)。	
4	下鶴間164付近の階段			・夏頃の台風で破損した防犯灯が修理されず、放置されている。(計3基)	・いくつか修理された防犯灯もあるが、壊れたままのものもあるため、夜間になると暗い箇所がある。		・全ての防犯灯を早急に修理する。	生活あんしん課	令和元年度内に修理予定です。	
5	下鶴間173-8～133付近市道	公所公園周辺		・国道16号から町田方面へ向かう際の抜道として利用されており、特に下鶴間区域のマンション等の増設に伴う住民の増加により、交通量が多くなっている。また全体的に速度を上げて走る車が多い。	・車両の速度が速いため、歩行者が安全に通行できない。	・周囲でゾーン30を知っている人がいなかった。 ・ゾーン30の認知度が低いことから車両が速度を上げて走行していると思われる。(ゾーン30についての意見) ・ゾーン30指定後も、車が速度を上げ、走行しており、交通量も多い。また、7時～9時の時間帯限定の指定方向外進行禁止の標識があるにもかかわらず、守っていない車が多い。下鶴間区域の住民の増加や抜道利用者の存在により、依然として交通量が多いままである。 ・住民のゾーン30への認知度が低いため、指定前後で地域の交通状況に変化は見られないと思う。	・ゾーン30の認知度を広める対策をとる。	道路安全対策課	ゾーン30につきましては、交通管理者である大和警察署が所管となっております。ゾーン30の認知度を高める対策については、大和警察署と協議し、検討いたします。	
6	下鶴間26-15下鶴間30-11 付近			本道路は道幅が狭いにも関わらず、多くの車が通行する道路である。この2箇所の交差点にはカーブミラーが設置してあるが、過去に頻繁に向きが変えられることがあった。	・道幅が狭く交通量も多い道路なので、カーブミラーによる確認が重要になるが、設置してある向きが頻繁に変えられ、見つらなくなってしまう。	カーブミラーの向きが変わる理由を調べ、対策を検討する必要がある。	現地を確認し、カーブミラーを適切な位置、向きで設置し、今後動かないようにする。	道路・河川管理課	カーブミラーの方向を修正し、増し締め(固定を強化)を行いました。今後も、方向の異常が確認され次第修正いたします。	

要望内容								市回答	
No	場所	最寄りの 目録物	点検日	現状	問題点	意見・アイデア等	改善策	市担当課	担当課回答
7	下鶴間122付近 宅地の開発工事の際 に新設された市道	ヤマト運輸 大和つきみ 野センター 付近		・対象路線が直線状で 見通しがよく、また、道 路幅員が広いことから、 速度を上げて走行 する車両が多い。 ・交差する市道との角 地に、民家や物置があ り、車にて右左折する 際、見通しが悪い。	・車両の速度が速いため、歩行者が安全に通行 できない。 ・交差市道へ右左折する際、見通しが悪い。	・車両を減速させる必要がある。また、ゾーン3 0指定区域であるが、あまり認知されていない ため、当該箇所の法定速度を周知することが 必要。 ・交差市道へ右左折する際の視認性を良くする 対策が必要。 (ゾーン30についての意見) ・ゾーン30指定後も、認知度の低さから 30km/hの法定速度を守らない車が多い。 ・ゾーン30指定区域であることを分からせるた め、路面標示、標識等を設置することが必要で ある。	①車両の速度抑制に効果のある、イ メージハンプ等の施設を設置する。 ②ゾーン30や30km速度規制等の標 識、路面標示を設置する。 ③市道との交差点にカーブミラーを設 置する。	①②③道路安全 対策課	①車の通行空間を狭くすることで車両の速度を抑制できる ため、車道の北側に外側線を設置いたします。 ②「ゾーン30」、「30」の路面標示につきましては、交通管 理者である大和警察署が所管となっております。ゾーン3 0等の路面標示につきましては、大和警察署と協議し、検 討いたします。 ③北側の交差点につきましては、南方向の目視での確認 が困難であるため、安全確認の補助施設であるカーブミ ラーの設置を検討いたします。また、南側の交差点につ いては、隅切りがあり、見通しが確保されていると思われ るため、ミラーは設置せず、目視確認にて右左折していただ くようお願いいたします。
8	下鶴間121-20付近			・車道舗装が損傷して いる。	・舗装が損傷しているため、車両の走行に支障 が生じている。	・車両の通行に支障が生じないようにしてほし い。	車道舗装を補修する。	道路・河川管理課	舗装の補修につきましては、損傷度合いを考慮しながら、 市内で優先順位を決め、順次進めています。 当該箇所については、損傷度合いが比較的軽度であるた め、当面経過観察とします。
9	下鶴間133付近	-		・過去に車が衝突し、 デリネータ(視線誘導 標)が破損したままに なっている。	・デリネータが曲がり、車両等の走行に支障が生 じている。		・デリネータを補修する。	道路・河川管理課	曲がっていたデリネータの支柱を起こす補修を行いました。
10	下鶴間78-1付近 県道56号沿いの市 道	アパート「コス モフラッツ B」		・県道56号沿いの市 道には防犯灯がなく、 夜になると暗くなる。 (付近で新規に建てら れたアパート「コスモフ ラッツB」の脇には防犯 灯が設置されている)	・夜に歩行者が通行する際に危険である。	防犯上危険なため、暗がりを解消することが必 要である。	・道路沿いの適切な場所に防犯灯を 設置する。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防 犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施して います。設置には地権者の承諾が必要となりますので、地 権者の承諾を得たうえで、自治会からご要望下さい。な お、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等 により設置できない場合がありますのでご承知おき下さ い。
11	下鶴間287-3~357付 近 境川沿いの遊歩道	-		昨年12月末、境川に 大量のごみ(紙、プラ 等)が投げ捨てられて いた。 遊歩道には防犯灯があ ないため、夜間、周囲 に気付かれることなく ゴミを捨てられたのだと 思う。	・防犯灯がないため、夜間になると真っ暗にな る。	・町田市側には防犯灯があるので、本市側につ いても設置を希望する。	・遊歩道に防犯灯を設置する。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防 犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施して いますので、地域での合意形成の上、自治会からご要望 下さい。 なお境川沿いの当該道路は大和市政道ではなく、場所によ り県・都・町田市等が管理する河川管理道路で、原則と して通行のための道路ではないことから防犯灯等の工作物 の設置に制限があり、設置にあたっては個別に調整およ び管理者の許可が必要となります。 このほか、電源や配線など安全上および技術上の理由等 により設置できない場合がありますのでご承知おき下さ い。
12	下鶴間255付近	-		・車道に電柱が設置 してある。	・電柱があることで、車同士のすれ違いが困難で ある。	・車が安全に通行、すれ違えるように道幅を確 保する必要がある。	・車両の通行に支障がでないよう、道 幅を狭めない位置に電柱を移設する。	道路・河川管理課	当該箇所は、車が通行できる幅員が4.8mありますので、 すれ違いも十分行えるものと考えます。 また、電柱があることにより、車両の速度抑制に繋がるた め、歩行者の安全確保の観点からも、移設は行わない方 が好ましいと考えます。

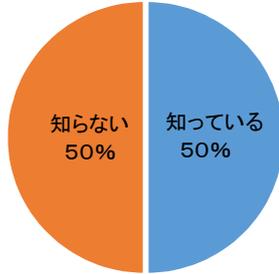
要望内容								市回答	
No	場所	最寄りの目標物	点検日	現状	問題点	意見・アイデア等	改善策	市担当課	担当課回答
13	下鶴間405-1付近	公所自治会館		・道路がカーブしており、視認性が悪い。	・視認性が悪いため、車両同士の事故が起きる可能性がある。		・カーブ箇所にカーブミラーを設置する。	道路安全対策課	現地を確認したところ、カーブミラーは設置済でした。設置済のカーブミラーは通常より大きい規格のものであり、これ以上視認性を向上させることができないため、増設、付け替え等は行えません。代わりに、周辺の区画線等を復旧し、速度抑制を図ります。
14	下鶴間391～492-1付近	マンション「エミネンス」～浅間神社		・過去に行われた水道、ガス等の埋設工事の影響で、車道舗装がつきはぎ状態となっており、舗装面に多くの損傷が見られる。穴やヒビができる度に補修している状況である。	・車の通行に支障が生じている。 ・穴やヒビができる度に部分的な補修をしており、根本的な解決となっていない。	・車が安全に通行できるようにする必要がある。	・この区間の車道舗装を一括して補修する。	道路・河川管理課	舗装の補修につきましては、損傷度合いを考慮しながら、市内で優先順位を決め順次進めています。当該箇所においても、他箇所との調整をとりながら順次対応していきます。
15	下鶴間44-1付近交差点	ファミリーマートつきみ野入口店		・ファミリーマート裏の市道から国道16号に車が左折する際、運転手から見て右側から走行してくる車にばかり気を取られ、左側から来る歩行者、自転車を確認していないことが多い。	・市道を挟み、ファミリーマート対面の宅地の生垣、塀があるため、車・歩行者共に互いを認識するのが困難な状況となっている。	・車・自転車が互いを認識できるようにする。	①本交差点にカーブミラーを設置する。 ②車、歩行者に対し、この交差点を通行する際、互いの注意を促すための標識を設置する。	①②道路安全対策課	①現地を確認したところ、対象箇所は歩道が整備されているため、カーブミラーを設置した場合、鏡面の写像のみ見て、目視確認を怠り、事故を誘発してしまう可能性があります。そのため、ミラーは設置せず、目視確認にて左折していただくようお願いいたします。 ②当該箇所については、取付道路から来る車に対し、速度を抑制させる対策を今後検討してまいります。
16	下鶴間492-1付近交差点	マンション「エミネンス」		・国道16号脇の市道から国道に曲がろうとする車両が、速度を上げ交差点に進出し、横断歩道脇に歩行者がいても、一時停止せずに通過していく。 ・本交差点にて、自転車・歩行者が最短で移動しようとして、車道を斜めに横断し、車と接触することがよくある。	・車両が横断歩道脇で一時停止せず、速度を上げ走り抜けていくため、歩行者が危険である。 ・本交差点を横断する歩行者、自転車のマナーが悪い。	・車を減速させる必要がある。 ・歩行者が交差点を渡る際、車両を停止させる必要がある。	①市道を走る車を減速させるための施設を設置する。 ②歩行者、自転車に交差点を適切に横断させるための対策を講じて欲しい。 ③歩行者が安全に交差点を渡れるように、ボタン式信号機を設置する。	①③道路安全対策課 ②都市施設総務課	①速度抑制を促す路面標示を設置いたします。 ②市より、国道16号の道路管理者である相武国道事務所八王子国道出張所へ対策を講じるよう要望いたしました。 ③信号機の設置については、交通管理者である大和警察署が所管となりますので、市より要望書を提出いたしました。(R2.2.12提出済み)。
17	下鶴間405-1～458-1付近	浅間神社付近		・過去に街灯が切れ、夜に周囲が暗くなってしまったことがあった。 ・この区間について、夜間に空き缶、紙ごみなどを捨てられることが多い。	・夜間に周囲が暗くなり、防犯上危険である。 ・ゴミが捨てられ、周辺の住民に悪影響が生じている。		①街灯に異常が無いが、定期的に確認してほしい。 ②ゴミを捨てない旨を注意喚起してほしい。	①道路・河川管理課 ②都市施設総務課	①道路照明灯の点灯状況につきましては、毎月1回パトロールし、確認しております。異常を発見した場合は、道路・河川管理課までご連絡ください。 ②ゴミ捨てを禁止する旨の注意喚起看板を設置いたしました。
18	下鶴間401、408、357、415～288-1付近			・歩行者が多いにも関わらず、防犯灯が設置されていない。	・夜になると道路が暗く、防犯上危険である。	・防犯灯を増やす必要がある。	・防犯灯を設置する。	生活あんしん課	市では、自治会より大和市自治会連絡協議会を通じて防犯灯設置要望をしていただき、年1回設置工事を実施しております。設置には地権者の承諾が必要となりますので、地権者の承諾を得たうえで、自治会からご要望下さい。なお、ご要望いただいた場合でも安全上、技術上の理由等により設置できない場合がございますのでご了承下さい。。

要望内容								市回答	
No	場所	最寄りの目標物	点検日	現状	問題点	意見・アイデア等	改善策	市担当課	担当課回答
19	下鶴間412-13 アパート「キャッスル つきみ野」	キャッスル つきみ野		<ul style="list-style-type: none"> ・アパート専用のごみ捨て場が敷地内に設置されているが、ゴミ捨てのマナーが悪く、車道側にゴミが飛び出していることがよくある。 ・ゴミ捨て場が手作りされたものであり、隙間からゴミが車道側へ飛び出してしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・車道にゴミが飛び出しており、車の通行に支障が生じている。 		<ul style="list-style-type: none"> ①アパート管理会社へ適切にゴミを捨てるよう住人に指導させる。 ②ゴミが飛び出ないように新しいゴミ捨て場に交換させる。 	①②収集業務課	<ul style="list-style-type: none"> ①アパートの管理会社へ、住人にゴミを適切に捨てさせるよう、指導いたします。 ②ゴミ捨て場については、基本的にアパート側で製品を選び設置しているため、市にて交換するよう指導することができないため、代わりに①にて、アパート管理会社に指導する際、ゴミを飛び出して捨てない旨も合わせて指導いたします。
20	下鶴間431付近 国道16号側道			<ul style="list-style-type: none"> ・側道に置かれている置きガードレールの内側を歩行者が通行していることがよくある。 ・先端のガードレールのみ斜めに設置しており、歩行者がガードレールの内側に入れなくなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者がガードレールの内側を通行することができない。 		斜めに置かれているガードレールの向きを変更する。	都市施設総務課	<ul style="list-style-type: none"> 対象道路は国道16号の側道であるため、道路管理者である相武国道事務所八王子国道出張所へ連絡したところ、本ガードレールは車道と歩道を分離するためのものではなく、車両の駐停車を防止する目的で設置しているとのことでした。 先端のガードレールが斜めに設置されているのは、対面から走行してきた車がガードレールに衝突してしまった際に衝撃を緩和するためであるため、今後も現状のままの向きとさせていただきますようお願いいたしますとのことでした。
21	432-11(公所橋)付近	コミュニ ティーセン ター公所会 館、公所橋		<ul style="list-style-type: none"> ・コミセンから公所橋へ向かう道路が片側しか歩道が整備されておらず、歩道がない側を歩いている歩行者が多い。 ・コミセンから公所橋へ車で向かう際、公所橋側から歩いてきた歩行者が橋の高欄の影に隠れ、存在に気付にくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者が歩道でないところを歩いており、危険である。 ・コミセン側から来た車と公所橋側から来た歩行者が橋のたもとで接触しそうになり、危険である。 		<ul style="list-style-type: none"> ①新たに歩道を整備し、道路の両側とも歩行者が通行できるようにする、 ②公所橋側から歩行者が来てないか注意して走行するよう、車に対し注意喚起をする標識をつける、カーブミラーを設置するなどの対策を実施する。 	①②道路安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ①現地を確認したところ、橋梁区間の幅員が不足しているため、新たに歩道を整備しても、公所橋以北の歩道と接続することができない状況にあります。そのため、公所橋方面へ向かう際は、お手数ですが、対面側の歩道を通行していただくようお願いいたします。 ②車に対し、巻き込み防止を目的としたラバーポールを設置いたします。
22	下鶴間265付近	下村バス停 付近		<ul style="list-style-type: none"> 国道16号や県道56号(町田街道)への抜け道になっており、交通量が多い。 また、道幅が狭いにも関わらず、速度を上げて走行する車両が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道が整備されていないため、歩行者と車両が接触しそうになり、危険である。 ・車両同士がすれ違う際、接触することがよくある。(破損したサイドミラーが道路によく落ちている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・車両のスピードを抑制させる必要がある。 ・歩行者が安全に通行できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ①車両の速度規制を実施する。 ②歩行者が安全に通行できるよう対策を実施する。 	①②道路安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ①速度抑制を目的とした路面標示を実施いたします。 ②現地を確認したところ、現在の道路幅員ではこれ以上歩行空間を広げることができないため、代わりに、車の速度抑制を目的とした路面標示を設置いたします。

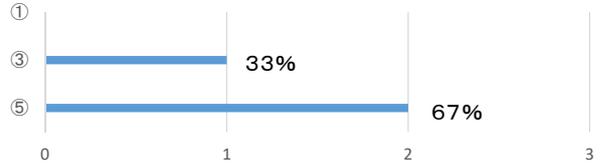
ゾーン30についての認識調査結果

ゾーン30について、参加者の皆様（計6名）に認識調査を実施させていただきました。
調査結果については、今後本市の事業を進める上で、参考とさせていただきます。

(1) ゾーン30を知っていますか。

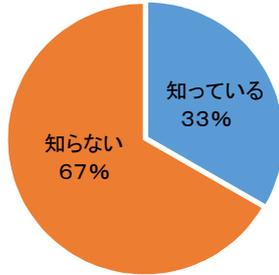


(2) ゾーン30をどこで知りましたか。

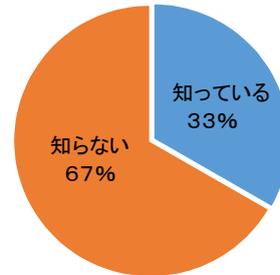


- ① 大和市のホームページ
- ② 警察署のホームページ
- ③ それ以外のインターネットページ
- ④ 知人から
- ⑤ 現地の路面標示、標識を見て

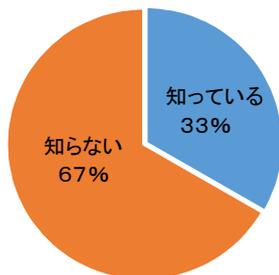
(3) ゾーン30は生活道路における歩行者等の安全確保のため、都道府県の公安委員会がゾーン（区域）を定め、最高速度30キロメートルの速度規制を実施し、ゾーン内の速度抑制や抜道利用の抑制を図るものと考えていますか。



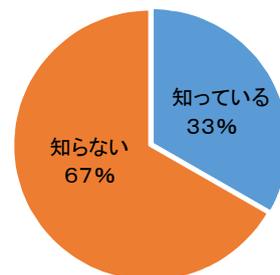
(4) 幹線道路に比べ、生活道路においては平成13～22年の10年間の交通事故発生件数の減少率が低かったことに加え、歩行者や自転車乗用中の死傷者が約1.7倍であったことから、ゾーン30は生活道路を対象区域とし実施していることを知っていますか。



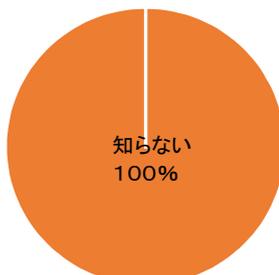
(5) 幹線道路に比べ、生活道路においては平成13～22年の10年間の交通事故発生件数の減少率が低かったことに加え、歩行者や自転車乗用中の死傷者が約1.7倍であったことから、ゾーン30は生活道路を対象区域とし実施していることを知っていますか。



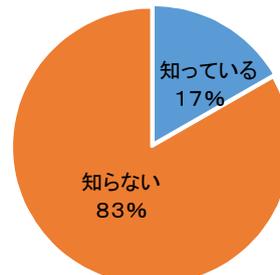
(6) ゾーン30の速度規制については、自動車と歩行者が衝突した際、自動車の時速が時速30キロメートルを超えると、歩行者の致死率が急激に上昇することから、時速30キロメートルの規制を実施していることを知っていますか。



(7) 平成25～27年に向け、市内にて9箇所がゾーン30に指定されたことを知っていますか。



(8) 下鶴間の一部区域について、平成25年度にゾーン30に指定されたことを知っていますか。



【 貴重なご意見をありがとうございました。 】

管理者連絡先一覧 ~こんな時には、どこに連絡?~

※詳しくは、各管理者にご連絡ください。

内 容		管 理 者		連 絡 先
市道	カーブミラー・道路照明灯の設置	大和市	道路安全対策課 道路整備係	046-260-5409
	外側線、スクールゾーン標示やカラー舗装の設置・補修			
	「スピード注意」「児童に注意」などの看板・警戒標識の設置		道路安全対策課 交通安全・自転車対策係	046-260-5118
	カーブミラー・道路照明灯・看板・警戒標識の補修・清掃			
	道路や側溝の補修・清掃		道路・河川管理課 維持補修係	046-260-5412
	街路樹の剪定			
	垣根（個人宅）の剪定の指導 ※道路へ樹木のはみ出しがある場合		道路・河川管理課 許認可係	046-260-5404
市内	公園灯・時計の設置		みどり公園課 公園整備係	046-260-5450
	公園の樹木の剪定・公園灯の補修・維持管理など		みどり公園課 公園管理事務所	046-260-5780
	自主防犯活動支援に関すること			
	防犯灯の補修・維持管理など ※設置に関しては、地域の自治会を通じてご要望ください。		生活あんしん課 地域コミュニティ係	046-260-5162
県道	県道40号、45号、50号、56号、451号に関すること	神奈川県	神奈川県厚木土木事務所 東部センター	0467-79-2800（代表）
国道	国道467号に関すること			
国道	国道246号、大和厚木バイパスに関すること	国土交通省	横浜国道事務所 厚木出張所	046-221-0004
	国道16号に関すること		相武国道事務所 八王子出張所	042-645-5562
	指示標示（横断歩道、停止線など）・規制標示（駐車禁止など）・規制標識（一方通行、車両進入禁止など）の設置・補修	大和警察署	交通課 交通総務係	046-261-0110（代表）
	信号機の設置・補修		【市要望窓口】 道路安全対策課 交通安全・自転車対策係 046-260-5119	
	一方通行規制、時間帯侵入禁止の指定			
	不審者など防犯に関すること		生活安全課 防犯係	

令和2年3月発行 大和市 都市施設部 都市施設総務課
大和市下鶴間一丁目1番1号 TEL 046-260-5406